

助成金制度案内

雇用主の皆様、厳しい経済情勢を乗り越えるために、
雇用維持と創出に活用できる助成金があります

1 ミスマッチのない採用を
考える会社に

試行雇用（トライアル雇用）奨励金

原則ハローワークを通じて、トライアル雇用の求人により、一定条件の求人者を労働者として短期間（原則3ヶ月間）雇い入れた場合に利用出来ます。対象となる労働者は、45歳以上の中高年齢者や40歳未満の若年者等です。

◆助成金額

トライアル雇用により雇い入れた労働者1人につき、**月額4万円が、最大3ヶ月間（12万円）**支給されます。

※ハローワークへ求人票を提出する際に、トライアル雇用求人である旨を申出する必要があります。

2 積極的に正規雇用を考える
会社に

若年者等正規雇用化特別奨励金

原則ハローワークを通じて、下記の若年者等正規雇用化特別奨励金の対象者を正規労働者として6か月以上雇い入れた場合に活用できます。

- ①25歳以上40歳未満で1年間雇用保険に加入していなかった人
- ②トライアル雇用開始日に25歳以上40歳未満で1年間雇用保険に加入していなかった人
- ③40歳未満で内定を取り消された人
- ④25歳以上45歳未満で有期実習型訓練終了後3か月以内の人

注) ハローワークからの紹介がなくても可

◆助成金額

特別奨励金対象者の従業員につき3期に分けて最大100万円（大企業は50万円）が支給されます。

	中小企業	大企業
正規雇用開始から 6カ月経過	50万円	25万円
正規雇用開始から 1年6カ月経過	25万円	12.5万円
正規雇用開始から 2年6カ月経過	25万円	12.5万円

※ハローワークへ求人票を提出する際に、若年者等正規雇用化特別奨励金対象の求人を希望する旨を申出する必要があります。

3 就職困難者の社会的自立を
支援する会社に

特定求職者雇用開発助成金

原則ハローワークを通じて、新たに高年齢者（60歳以上65歳未満の人）・身体障害者・知的障害者・母子家庭の母等の就職が特に困難な人（特定就職者）を雇い入れた場合に活用できます。

◆助成金額

助成対象期間内において、6ヵ月ごとに分割支給

<短時間労働者以外>

	中小企業	大企業
対象労働者を雇った場合	90万円 (1年)	50万円(1年)
重度障害者等を除く 身体・知的障害者等	135万円 (1年半)	50万円(1年)

() 内は助成対象期間

※短期労働者については、受給額が変わります。

4 高年齢者の採用を考える会社に

高年齢者雇用開発特別奨励金

原則ハローワークを通じて、新たに65歳以上の高年齢者を雇い入れた場合に活用できます。

<要件>

- ①雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から3年以内に雇い入れられた者
- ②雇用保険の被保険者資格を喪失した離職の日から起算して1年前の日から当該喪失日までの間に被保険者であった期間が6ヶ月以上あった者

◆助成金額

助成対象期間内において、6ヵ月ごとに分割支給

	中小企業	大企業
30時間以上	90万円(1年)	50万円(1年)
20時間以上 30時間未満	60万円(1年)	30万円(1年)

() 内は助成対象期間

※注：今回ご紹介した助成金の詳細については、事前にハローワーク（TEL:0773-75-8609）にご確認下さい。